

第 8 回三木市・吉川町合併協議会

平成 1 6 年 9 月 2 7 日 (月)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第8回三木市・吉川町合併協議会		
開催日時	平成16年 9 月 27 日(月) 開 会 午後1時30分 閉 会 午後3時51分		
開催場所	吉川町中央総合活動センター		
議長氏名	加古房夫		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
会議事項	1 議 題	2 会議結果	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料	第8回協議会会議資料 1式		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年11月8日		署名委員 和 泉 藤 枝 印 吉 田 ・ 規 印	

第8回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
		大 西 俊 昭	
	吉川町	大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
		吉 田 ・ 規	
	共 通（県民局長代理）	櫛 笥 享 夫	
	顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	
		網 谷 喜 明	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
		小 西 利 隆	
	吉川町	香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	
		岸 本 良 仁	
		小 俵 健	
上 北 隆 昭			
住民生活部会長	三木市市民生活部長	西 台 利 正	
交通・防犯・環境分科会長	三木市生活安全課長	西 岡 伸 泰	
交通・防犯・環境分科会	市民生活部参事	吉 永 七 郎	
交通・防犯・環境分科会副会長	住民生活課長	吉 本 孝 好	
産業経済部会副会長	吉川町地域振興課長	衣 笠 美 好	
建設部会長	三木市建設部長	中 井 達 實	
消防・防災部会長	三木市消防長	岡 本 忠 文	
消防・防災分科会長	三木市消防本部総務課長	吉 村 敏 郎	
消防・防災分科会	三木市企画部特命主幹（危機管理・コミュニティ推進担当）	高 谷 尚 志	
建設分科会長	三木市土木課長	西 山 誠	
建設分科会	三木市建築課長	川 本 保 彦	
建設分科会	吉川町土木・用地担当参事	岸 本 正 敏	
	吉川町住民生活課	今 村 賢 則	
社会教育・公民館分科会長	三木市教育委員会社会教育課長	穂 積 良 夫	
社会教育・公民館分科会	三木市立図書館長	鷲 野 保 広	
社会教育・公民館分科会	三木市教育委員会社会教育課副課長	五 百 蔵 憲 三 郎	

社会教育・公民館分科会	三木市教育委員会社会教育課課長補佐	生 田 達 雄	
社会教育・公民館分科会	三木市教育委員会社会教育課課長補佐	松 村 正 和	
社会教育・公民館分科会	吉川町立中央公民館長	下 羅 啓 子	
社会教育・公民館分科会	吉川町生涯学習課	輔 信 文 万	
体育青少年分科会長	三木市教育委員会体育青少年課長	伊 勢 誠	
体育青少年分科会長	吉川町生涯学習課	橋 本 和 美	
学校教育分科会長	三木市教育委員会学校教育課長	森 浩 三	
学校教育分科会	吉川町教育委員会教育総務課長	藤 本 幸 作	
	三木市教育次長	米 村 隆	
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	清 水 静 夫	
福祉分科会長	三木市福祉課長	井 上 要 二	
福祉分科会	三木市福祉課特命主幹	藤 本 昭 博	
健康福祉部副部会長	吉川町健康福祉課長	大 垣 早 苗	
福祉分科会	吉川町福祉担当参事	尾 崎 正	
子育て分科会長	三木市子育て支援室長	椿 原 博 和	
子育て分科会	三木市別所保育所長	末 広 幸 子	
健康分科会長	三木市健康課長	烏 田 成 典	
都市計画分科会長	三木市都市整備課長	中 村 忠 史	
	三木市議会事務局長	生 田 俊 博	
	吉川町議会事務局長	森 本 幸 三	
企画分科会	三木市企画政策課長	藤 原 良 一	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
事務局	局長	小 谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	計画係長	梨 原 正 純	
	調整係長	廣 岡 喜 人	
	調整係主任	山 本 佳 史	

総務係主任

廣 井 愛 邦

計画係主任

岩 崎 英 也

第 8 回三木市・吉川町合併協議会結果概要

と き 平成16年9月27日(月) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名 和泉藤枝委員(三木市) 吉田・規委員(吉川町)

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 15 号 住民説明会について

(2) 協議事項

協議第 38 号 各種事務事業(塵芥処理)の取扱いについて 承認

協議第 39 号 各種事務事業(防災関係事業)の取扱いについて 承認

協議第 40 号 各種事務事業(建設関係事業)の取扱いについて 承認

協議第 41 号 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて 承認

協議第 42 号 各種事務事業(市町立学校等の通学区域)の取扱い
について 承認

(3) 提案事項

提案第 43 号 各種事務事業(国際交流事業)の取扱いについて

提案第 44 号 各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて

提案第 45 号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて

提案第 46 号 各種事務事業(健康づくり事業)の取扱いについて

提案第 47 号 各種事務事業(都市計画関係事業)の取扱いについて

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>それでは、皆さん、失礼いたします。本日大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ご案内の時刻が参りましたので、これより第 8 回目の三木市・吉川町合併協議会を始めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>会議を始めるに当たりまして、会長の方からごあいさつを申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>皆さんこんにちは。本当に残暑が厳しいきょうこのごろでございます。また、雨も降ったりやんだりという形でお足元の悪い中、皆さん方には、第 8 回三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきましたところ、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。また、平素から合併問題につきまして格段のご指導とご協力を賜っておりますことを厚く感謝するところでございます。</p> <p>9 月といえば敬老月間、また小学生、中学生にとりましても運動会の月間のような形であったわけでございますが、もうその月間も終わりになろうといたしております。それだけにまた新たな収穫の月に入ってくるわけでございますが、このような気象異変のようなことでございまして、期待いたしておる米の作柄につきましても本当に期待するようなことになるのだろうか、また、このような雨や何かを考えておりますと芽生えもするんじゃないか、こんな心配もするところでございます。</p> <p>そうしたことが、いろいろと考えることはあるわけでございますが、おかげで合併協議会も第 8 回を数えておりますし、来月下旬から 11 月にかけて住民説明会を開かせていただこうと、こういうことにもなっておるわけございまして、また住民の皆さん方からご意見をお伺いいたしながら、まちづくりの協議を進めてまいりたいと、こう存じます。</p> <p>本日は前の回に、第 7 回で提案させていただきました事柄につき</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>まして十分にご協議をいただき、また次の提案もさせていただこうと、このように考えておりますので、どうかよろしく慎重審議をいただきますことをお願い申し上げ、皆様方のますますのご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げながら、初めに当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ではございますけども、会議の進行につきまして議長の方より進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、会議を進めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は、全員ご出席いただきまして25名でございます。そのようなことから会議は成立いたしておる、こういうことでございますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>では、早速でございますが、ただいまから第8回三木市・吉川町合併協議会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、会議次第3にございます会議録署名委員の指名をさせていただきます。今回の会議録署名委員につきましては、三木市の和泉藤枝委員さん、吉川町の吉田・規委員さんを指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、早速でございますが、議事に入らせていただきます。</p> <p>報告事項でございます。協議第15号につきまして、住民説明会についての事柄でございますが、事務局から説明を願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方より、座らせていただきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>報告第15号の住民説明会についてご報告を申し上げます。資料につきましては、既にお手元にお届けしております中にも入れておりますけども、別途きょう色刷りのものも机上にお配りをさせていただきますようお願いしておりますので、それをごらんになっていただきながら、説明をさせていただきます。</p>

この合併に係る住民説明会につきましては、8月26日の第6回目の協議会で説明会を開催させていただくことにつきましてご協議いただき、確認を願ったところでございます。その結果を受けまして、三木市におきましては三木市区長協議会にご依頼を申し上げ、また吉川町につきましても区長会にご依頼を申し上げましたところ、三木市におきましては8地区、吉川町におきましては4地区で住民説明会を開催させていただくことが決まりました。

日程につきましては、これは協議会資料の中の2ページでございます。その2ページをごらんになっていただきますと、10月30日の土曜日、三木市の細川町を皮切りにいたしまして、11月23日火曜日の吉川町の上吉川地区まで、計12カ所で開催することとなっております。

この説明会につきましては三木市と吉川町並びに三木市・吉川町合併協議会が主催するということが確認されておりますことから、4号委員様、いわゆる議会から出ている委員及び県民局長以外の委員様におかれましては、この説明会にご出席を賜りたいと思っておりますけれども、できますれば地元の会場と、さらに時間的に余裕がございますと、もう一カ所程度説明会にご参加賜りたいと考えておりますので、こうした方法で進めさせていただくことでよろしいか、まずお伺いをさせていただきたいと思っております。

もしご了解をいただけるようであれば、ご出席をお願いする委員様には、あらかじめ机上に配らせていただいております、住民説明会への参加調書を配付させていただいておりますので、このことにつきまして、次回が10月15日を予定いたしておりますけれども、その15日ごろまでに合併協議会の事務局までご報告をお願いできれば幸いに存じております。

それでは、住民説明会の資料について内容説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましてはカラー刷りのものをもう一度ごらんさせていただきたいと思っておりますけれども、住民説明会におきま

しては新市建設計画と現在までに調整されました事務事業の調整内容について住民の方々にご説明を申し上げ、ご意見を賜っていきたいと考えております。

まず、資料の表紙でございますけども、新市まちづくり計画の概要ということで上げておりますけども、その中で一番上のところで新市まちづくり計画とはということでこの計画策定の意図について述べております。

また、その下のところ、真ん中あたりでございますけども、新市まちづくり計画の策定方針というものを設定させていただいております。この計画は、三木市と吉川町の総合計画、また住民アンケートなどをもとにいたしまして、合併の必要性といたしまして本格化する地方分権や日常生活圏の広域化など5つの項目の説明をいたしております。

さらに、その下の段におきましては、本年実施いたしました住民アンケートの中から、合併への期待、また合併への不安、生かすべき地域資源、これからの課題という4つの項目についての主な意見を上げさせていただいております、今後の計画策定の基礎資料とさせていただきます。

次、1枚めくっていただきますと、これにはページ数をまだ入れてはいないんですけども、2枚目のところでは新市の都市像について説明をいたしております。

この都市像は現在の三木市の総合計画を受け継いだ形で、「やすらぎのふるさと“ガーデンシティみき”」の実現に向けまして「すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくり」の創造を目指した目標を設定いたしております。

また、この目標を実現化していくための新市建設の基本方針ということで3つの項目を上げておりますけども、まず1つ目が「定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり」、2つ目に「人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり」、3つ目に「次世

代に受け継がれる力強い行政基盤づくり」、この3つの基本方針を定めまして、合併してよかったと実感できるまちづくりを進めることといたしております。

次のページでございますけども、新市のまちの構造ということの説明をいたしておりますけども、新市におきましては新たな東西南北の交流軸を設けまして、市域内外の連携や交流を促進できるようなまちづくりを推進していくとともに、各拠点の位置づけや吉川町域のまちづくりの方針について説明をいたしております。

次、めくっていただきますと、ここでは前項までの目標や基本方針を実現化するための主な施策について説明をいたしております。新市の施策につきましては、「参画と共生のまちづくり」や「やすらぎと安心のまちづくり」など6つの柱に分けまして、それぞれの施策の概要を解説いたしております。また、住民説明会での各事業の説明につきましては、資料に掲載しております程度の説明にとどめさせていただきまして、個別の事業まで確約できるものではないことも説明が必要であるのではないかと考えております。

次のページから協定項目の協議状況を4ページにわたりまして説明いたしております。この協定項目で確認されました事項は現在24項目がございます。最初の合併の方式から最後のその他必要な事項の取扱いまでのそれぞれの項目ごとに説明をいたしていくことといたしております。本日この場では、この協定内容につきましてはの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

これら、この資料につきまして説明会においてさせていただくわけですけども、時間的に三、四十分程度説明をさせていただくことといたしております。また、ご提案させていただいております資料の内容につきましてはこれ以上大幅に変更することはないかと思うんですけども、今後、財政計画の中の項目が明らかになってこようかと思っておりますので、それらの項目につきましても掲載できる範囲で載せていきたいと考えておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

<p>加古議長</p>	<p>以上、住民説明会の内容、また資料の中身の概要につきましてご説明をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告第15号の住民説明会につきましては説明を終わらせていただいたわけですが、ただいまの報告第15号につきましてご質問またはご意見等ございましたら、ご発言を願います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>三木市の宮脇でございます。</p> <p>合併協議会も7回を終えまして、いよいよ住民説明会に入るわけでございます。この住民説明会が10月30日より11月21日までというところございまして、皆さん方にご説明する新市まちづくり計画（素案）の概要の中に、合併の期日、平成17年3月31日までと明記されておりますけれども、この合併の期日の提案が当協議会にまだなされていなかったんじゃないか、このように思いますので、あと10月15日1回ございまして、それまでに合併の期日の提案をご提出いただかなければいけない、このように思うわけです。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>幹事長の澤田でございます。ちょっとお恥ずかしいんですけど、いささか思うところがございまして、頭を……。お見苦しい点があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。</p> <p>今、宮脇委員の方からご質問がございました合併の期日でございます。先日の新聞にも、三木市の議会の特別委員会の中で意見がございまして、それに対しまして私の方からも若干見解を述べたわけでございますが、本協議会において当然決定していただく重要事項でございますので、少し幹事会として今まで協議をいたしております内容につきましてご説明を申し上げ、できますならば、今ご提案がございましたような形で住民説明会までに一定の方向を出していただきたい、このように思うところでございます。</p> <p>ご承知のとおり、5月に法律の改正がございまして、それまでは</p>

平成17年3月31日までに合併の申請並びに合併をしなければならないという法律でございました。したがって、当協議会におきましては当初の重要案件の一つといたしまして合併の施行日は平成17年3月31日ということで決定はいただいております。しかし、今言いましたように、その後ことしの5月に国の法律が変わりまして、その施行につきましては1年間の猶予がある、いわゆる平成18年3月31日までに合併を施行することができるということになりました。

ということで、今の決定につきましても、そうした日にはもう既に無理があるということも申し上げておりました。4月1日はどうかというような意見もあったところでございますが、その後、事務作業を詰めた検討をしまっておりまして、

1点は、合併と同時に戸籍関係、住民基本台帳等々のコンピューターの統一化、これは不可欠でございます。そのためには、吉川町にもお願いをいたしておりますけれども、三木市の市議会でもお願いをして補正予算並びに予算計上をいただいて、相当な経費を計上いたしましてコンピューター作業に入るもう既に手続をやっておるところでございます。

それから、もう一点は、その決定につきましては今も言いましたように変わりはありませんので、平成17年3月までに市議会、協議会におきまして廃置分合の決定をいただかなければならない、議決をいただかなければならない。確認いたしますと直ちに県の知事に対する申請、県からは国に対する代理認可申請という手続がとられます。これとてもすぐできるものではございませんで、相当の日数が要するというところでございます。

そういういろいろな事務的な環境整備、また法手続等を考えますと、やはり現在から、今かかっております状況をいろいろ検討いたしました結果、まだ1年半ぐらいの期間は必要ではないかというふうにも考えておるところでございます。そういうことになりましたと、その実施の決定につきましては来年の3月までに決定をいただきま

宮脇委員
加古議長

して、実際の施行につきましては来年の半ば、大体秋の10月前後になるのではないかと、このように考えておるところでございます。

この件につきましては正式な議案として、今、宮脇委員がおっしゃいましたように、提案をさせていただいて、そこで最終議論をしていただいで決定をしていただく、こういう手はずになりますので、今、事務局としてこういう段取りを考えておるといことでご認識をいただければ非常にありがたいといことでございますので、お答えとさせていただきます。それぐらいですか。

はい、ありがとうございました。

今説明させていただきましたように、来年の3月31日までに市町議会の議決をいただいで県知事に申請書を受け付けしていただくと、それから後に新しい市が発足する。その新しい市が発足するにつきましては、今から、次かわかりませんが、議会のご意向も聞かせていただきながら決めさせていただいて、新市の発足の日はいつになるかと、こういうこと。それは、今申し上げたように、コンピューターが第一番に動かんことにはちょっとこういきませんし、また県議会の方でご承認いただき、県の書類が全部、美嚙郡という字がなくなる手続が終わらんことにはいかない。それもコンピューターで処理いたしますので、そういうことで幾らか時間が欲しいと、こういうことでございまして、その点、十分にご理解いただいでおいた方がいいかなと。

前から時期を申し上げておったように、いつも3月31日、いや7月が先やというようなことでこんがらがらるなにがありますんで、そういうあたりはひとつご理解をいただいで、次のか何かのときかにはっきりとしていただけるような機会を持ちたいと、こう思っておりますんで、よろしく願ひいたします。

だから、住民説明会におきまして、それまでに決まらない場合はちょっといかないだろう。ところが、考えてみますと、決まるということになりますと、わかりませんが、12月議会でなかった

<p>西本委員</p>	<p>ら、最終的にはいろんなものも絡んでおりますんで、決まらへんのかなという感じはしないこともございません。そこらは議会の方で十分とまたご協議いただいて決めていただけると、こう期待いたしております。</p> <p>そのほか、この説明会資料について何か。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>1点お尋ねします。住民説明会の資料につきましては、事前に説明会までに各住民の方にといいますか、世帯主等踏まえて配布されるのかどうか及び当日出席なのかどうかを1点お尋ねします。</p> <p>2点目は、当日の説明会の進め方等についてお尋ねしたいと思うとともに、委員が出席するというのに、1回以上ということですので、役割等についてあるのかなのかということも、ただ参加なのかということもあわせてお尋ねをいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方からお答えをさせていただきます。</p> <p>1点目の資料関係につきまして説明会までに各ご家庭にお配りできるかどうかということですが、当初はその予定で作業を進めておりましたけども、きょうの説明の材料以外に、財政計画というものを今、県との協議を進めておまして、どうしてもこの財政計画の内容を入れてまいりたいというふうに考えておまして、その作業にどの程度時間がかかるか、ちょっと今難しい点がございまして、とりあえず説明会までには会場にお越しになる方にはそれらの資料につきましては入れたものをお配りしたい。それぞれのご家庭にお配りさせていただきますのはその前後になる可能性もございまして、できるだけ早くまたご家庭の方にお配りをさせていただきたいと思っておりますので、ご了解賜りたいと存じます。</p> <p>また、2点目の説明会の会の進め方の中で委員各位の役割というものですが、今のところ、この主催者、前回のときもお話がありましたように、三木市、吉川町の行政サイドと協議会と、3者で進めさせていただくということでございますので、説明とか答弁に</p>

<p>加古議長</p>	<p>つきましては行政側が、それと事務局とでさせていただきたいということにいたしておりますので、委員の皆さん方につきましてはとりあえずお越しただける方の意見を聞いていただこうかと。その意見をまたこういう協議会の場で反映させていただければありがたいかなと思っておりますので、そういう点でご理解賜ればありがたいと思っております。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の高橋です。</p> <p>今、宮脇委員さんの方からご質問ありました合併の期日はとても気になる場所なんですけれども、吉川町の町民といたしまして、今、吉川町の役場は支所とするところまでは決定していただいているんですが、その機能の範囲ですね。やはり住民といたしましては一番アンケートの中でもサービスが低下するんじゃないかというのが大きな懸念でもございましたので、その吉川町の支所がどのような機能を果たしていけるのかということと住民のこの説明会である程度明確にしていた方が住民の安心度が増すんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>加古議長</p> <p>澤田幹事長</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、私の方から。支所の決定につきましては当然据えようということで決定済みでございます。どのような機能をどれほどの体制でそれを残して、今までの住民サービスに対応ができる体制をとっていくかということは極めて重要でございます。現在、三木市におきましてその組織のあり方、もちろん吉川町の支所の組織もそうでございますけれども、三木市の組織機構につきましてもこの際十分検討するべきであるということから、本討議におきまして今検討を進めております。当然、その場合、吉川町とも十分協議をしながら吉川町のあり方ということも検討するわけでございます。</p> <p>したがいまして、今ここで、どういう部をどう置くということ</p>

<p>加古議長</p>	<p>までは明言はできませんけれども、初めに言いましたように、基本的に住民サービスが低下をしないような体制を保持していくということの基本の中でやっていくべきであると、このように考えております。したがって、もう少しの段階の協議会では明確にまた申し上げることはできるかもわかりませんが、基本はこういうところにあるということで、この際、ご理解をいただきたいと思いません。</p> <p>ただ、住民説明会で具体的な、こういう部門でおっしゃるのは、例えば農業部門についてはどうしていきますというふうなことがございましたら、それには何らか明確に、できるだけ明確に答えられるような想定は既にしておきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>ないようでしたら、報告させていただいております報告第15号の住民説明会につきましてはただいまの説明の中でありましたように進めてまいりたいと存じます。委員の皆さん方におかれましても時間の許す限りご出席をいただけるようお願いを申し上げます。</p> <p>そのようなことで報告第15号については一応終わらせていただき、次の項に入らせていただきます。</p> <p>協議第38号の各種事務事業、特に塵芥処理の取扱いにつきましてご協議をお願いいたします。</p> <p>議案の説明につきましては事務局からいたします。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第38号に移らせていただきます。</p> <p>それでは、資料に戻っていただきまして、11ページをお開きいただきたいと思えます。</p> <p>協議第38号 各種事務事業（塵芥処理）の取扱いについてという内容でございます。</p>

ここでちょっと1点だけご訂正をお願いいたしたいと思います。
11ページの上から3行目のところで、「各種事務事業（塵芥処理）
の取扱いについて、次のとおり提案する。」と、「提案」という文
字が出ておるんですけども、この「提案」を削除願いまして、「次
のとおりとする。」というふうにご訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは、「各種事務事業（塵芥処理）の取扱いについて、次の
とおりとする。」といたしまして、1、廃棄物処理施設については、
次のとおりとする。

（1）ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に
統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、
継続する。

（2）番、両市町のし尿処理施設については、継続する。

大きな2番で、ごみの収集については、両市町の体制で新市に引
継ぎ、平成18年度末までに調整する。

3として、廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引
継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。

4番目として、ごみの減量化・資源化については、次のとおりと
するとして、（1）で、資源化ごみ集団回収運動奨励事業について
は、合併時に三木市の制度に統一する。

（2）で、生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市
の制度に統一する。

次の12ページをお開きいただきたいと思います。

1番で廃棄物の処理施設についてであります。ここには三木市
と吉川町のごみ焼却施設の概要を示しております。三木市では焼却
能力日量117トンの施設がございます。吉川町は焼却能力日量20ト
ンの施設がございます。吉川町の施設は8年目を迎えておりまして、
今後、大規模な施設修繕が必要な時期を迎えておるということでご
ざいまして、三木市の方では施設にまだ余力がある、吉川町のごみ
を受け入れいたしましても十分に対応できる余裕がございます。し

加古議長	<p>たがいまして、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止しようとするものでございます。</p> <p>次の13ページでございますけども、オのところで埋立処分場については、両市町ともに予定量の埋め立てに至っていないため、継続して使用しようとするものでございます。</p> <p>(2)のし尿処理施設につきましても、それぞれ稼働をしております、継続して使用することといたしております。</p> <p>次の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>2番のごみの収集につきましては、収集日、資源ごみの分別等も両市町で異なっているため、合併時におきましては現行どおりといたしまして、平成18年度末までに調整をしようとするものでございます。</p> <p>3番の廃棄物処理手数料につきましても、両市町で異なっております。吉川町では有料の指定のごみ袋対応となっておりますが、合併時は現行どおりといたしまして、ごみの減量化等を考慮いたして、平成18年度末までに調整しようとするものでございます。</p> <p>次の16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>4番のごみの減量化・資源化のうち、(1)の資源化ごみ集団回収運動奨励事業につきましては、三木市におきましては子供会やPTA等の各種団体での取り組みを支援するためリサイクル活動奨励金の交付をいたしており、各事業を吉川町区域にも広げまして、ごみの減量・資源化運動を推進しようとするものでございます。</p> <p>(2)番の生ごみ処理機等の助成事業につきましては、対象機器、助成金額とも内容が充実しております三木市の制度に統一し、生ごみのリサイクル化を図ろうとするものでございます。</p> <p>18ページ以降20ページまでは関係法令なり先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第38号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、ただいま説明がございました協議第38号におきまして</p>
------	---

<p>小河委員</p>	<p>ご質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>三木市の小河です。</p> <p>ごみ焼却施設については吉川町の施設は休止するとなるんですが、休止ということはもう完全に廃却されるという意味なのかどうか。平成8年に稼働開始しているというふうに書いてあるので、さっきの説明ではかなり老朽化しているという話だったんですが、考えによってはそれほど古くもないような感じもしますので、例えば償却残とか、そういうのも残っておるんじゃないか。そういう感じがしますので、その辺の処分について経費的な点も含めてちょっと知りたいと思って。</p> <p>ということで、三木市の方に統一されますと、ここに書いてありますように、収集の方が、各家庭のごみを収集車が来て収集するんですけども、例えば事業所用のごみなんか実際に清掃センターへ直接持っていかなければいけないような、そういうごみは吉川町の方は三木市の清掃センターまで直接持っていかなければいけないのかどうか。かなり頻度のある事業所なんかですと、ちょっと不便じゃないかと思うんです。その辺、その2つちょっと聞きたいと思います。</p>
<p>加古議長 西台</p>	<p>はい、元締め。</p> <p>失礼します。三木市の市民生活部長の西台でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、吉川町の焼却施設を休止し、あとどうかというふうなことでございますが、現在の考え方といたしましては、休止をして将来どうなのかというのはきちっと考えておりませんが、廃止等を視野に入れた休止というふうな考え方を持っております。その場合に、補助金適化法等とのこともございますので、そこにつきましては十分調整をしてまいりたいと考えております。</p> <p>あと、もう一点でございますが、収集の関係につきましては、現</p>

<p>加古議長 小河委員 加古議長</p>	<p>在、焼却等につきましては市の焼却施設の方まで搬入というふうなことになるかと思えます。時間的には30分から40分ほどかかるというふうなことでございますが、家庭ごみの収集につきましては現実に対応は十分できるんじゃないかならうかと考えております。ただ、一般の焼却の場合の持ち込みごみでございますが、三木市の加佐というふうな地名、地になりますので、若干吉川町から直接搬入される場合は時間がかかろうかと思えますが、ご理解を賜りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいか。</p> <p>ご理解いただければ、それでいいと思えますが。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>ないようでしたら、協議第38号 各種事務事業（塵芥処理）の取扱いにつきましては、原案のとおり賛成の委員の皆さん方につきまして挙手をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p> <p>小谷事務局長</p>	<p>ありがとうございます。全員でございます。</p> <p>それでは、協議第38号の塵芥処理についての事務事業は、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>続きまして、協議第39号 各種事務事業の防災関係事業につきましてのご協議をお願いいたします。</p> <p>第39号の内容につきまして事務局から説明願います。</p> <p>それでは、協議第39号に移らせていただきたいと思います。</p> <p>資料の21ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第39号 各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについては、次のとおりとするということで、1として、地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。</p> <p>2として、総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。</p>

3として、三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。

4として、消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。

5として、消防水利については、合併時に三木市の制度に統一するという事です。

次の22ページをお開きいただきたいと思います。

1の地域防災計画につきましては、現在、両市町にそれぞれ別々の計画がございます。合併しますと、三木市、吉川町の区域一本にした地域防災計画が必要となってきますので、合併後平成18年度に新たに策定いたすものでございます。合併年度におきましては、両市町の計画に基づきまして、災害発生時の対応をしまっていることとなります。

23ページの2番の総合防災訓練についてでございますが、合併時より三木市の制度を適用いたしまして、両市町が一体となった総合防災訓練を実施するものでございます。

24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

3番の三木市消防署吉川分署につきましては、現在、吉川町が三木市に消防・救急業務を委託し、吉川町と三木市の東部を守備範囲といたしまして消防業務が行われております。合併となりましても吉川分署は存続し、新三木市の東部の拠点として業務を続けることといたしております。

4の消防事務に関する規約等についてでございますが、新三木市となるため、合併時に廃止をいたします。

5番の消防水利につきましては消火栓、防火水槽がございますが、防火水槽につきましては地元要望により設置されておまして、地元の負担に違いがございます。これにつきましては合併時に三木市の制度に統一し、消防水利の確保に努めるものでございます。

26ページには、関係法令、先進事例を掲載させていただいており

<p>加古議長</p>	<p>ます。</p> <p>以上で、協議第39号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第39号の説明が終わったわけでございます。ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>西田委員</p>	<p>青山の西田です。</p> <p>ちょっとあら探してみたいで申しわけないんですが、吉川町さんの町の防災計画の中に原子力等防災編というのがあってですが、三木市の住民としては原子力というのは考えたことも地域ではなかったんですが、吉川町さんにはそういう多少の不安があって取り組んでおったんか。蛇足になるかもわかりませんが、ちょっと文章の中で感じましたんで、お願いできればなと思います。</p>
<p>香下副幹事長</p>	<p>それでは、お答えをさせていただきます。副幹事長の吉川町の助役でございます。</p> <p>町内にそのような事業所はもちろんございませんので、この地域防災計画、1つは、一番サンプルにしましたのが実は県の地域防災計画というのを、それを参考にして作成させていただきました。県の防災計画の中にこの原子力の事業所の関係がございましたので、それを参照したということで私どもの方に記載をさせてもらっておりますけども、特に特段の考え方があってということじゃございませんので、ご了承いただきたいと思います。</p>
<p>西田委員 加古議長</p>	<p>すみません、はい、ありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ご発言がないようでしたら、採決をさせていただきたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第39号の各種事務事業の防災関係事務につきまして、原案のとおり賛成の方々の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。全員挙手でございます。</p> <p>つきましては、協議第39号は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、協議第40号 各種事務事業の建設関係事業の取扱いについてご協議をお願いいたします。</p> <p>協議第40号の説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第40号に移らせていただきます。</p> <p>資料の27ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第40号 各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1番で、建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2として、道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>3番の占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>4の市営住宅については、現行のとおりとするというものでございます。</p> <p>28ページ、29ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>1番の建築行為等指導につきましては、小規模な住宅地等における建築行為または開発行為を行う者に対し適切な指導を行い、良好な生活環境の保全を図ろうとするものでございまして、吉川町には指導要綱がございません。三木市にありますので、三木市の制度を適用しようとするものでございます。</p> <p>2番の道路認定及び河川指定につきましては、三木市と吉川町では道路認定基準が異なりますが、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。現在の吉川町認定の道路につきましては、そのまま三木市の市道として引き継ぎ、吉川町で特段の理由としまして圃場整備換地処分未了地区のある路線につきましては現行により認定することといたしております。</p> <p>3の占用料についてでございますけども、道路及び河川の秩序の</p>

<p>加古議長</p> <p>西山委員</p>	<p>維持を図るために道路法等に基づきまして徴収するものでございますが、電柱等の占用料金に違いがありますが、違いは少ないため、合併時に三木市の制度に統一し、占用料の徴収を行おうといたしております。</p> <p>30、31ページに占用料金表を掲載いたしております。</p> <p>32ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>4として、市営住宅でございますけども、三木市におきましては普通市営住宅8団地388戸、特定公共賃貸住宅1団地11戸がございます。吉川町には公営住宅がございませんので、入居対象者を吉川町区域に拡大いたすものでございます。</p> <p>33、34ページには、住宅の内容等を掲載いたしております。</p> <p>その後、35ページから39ページにかけては、関係法令、また先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議会第40号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの協議第40号につきましてご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の西山です。</p> <p>公営住宅につきまして、これはお願いをしておきたいと思っております。実は、吉川町には県営住宅が1カ所ございますが、かなり老朽化をしております。それはそれでいいんですが、町内におきましても公営住宅の建設ということが大分前からいろいろと言われておりまして、町当局も前向きに検討はしてきていただいておりますが、いまだ実現がいたしておりません。若者の定住と将来のことを考えますと、安価な価格で住宅を提供できるような市営住宅が吉川町に将来設置されることを我々も望んでおりますので、このいい機会に公営住宅の将来をも見据えた計画をこれからも立てていただけたらとお願いするわけでございますので、ひとつよろしくお願いをしておきます。</p>
-------------------------	---

<p>加古議長 安福委員</p>	<p>以上です。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>自由が丘の安福と申します。</p> <p>今おっしゃいました入居対象者を吉川町まで拡大するということですが、現況ですね、現行どおりということなんですけれども、若者が去年、おととしから公営住宅へ申し込んでいてもなかなか当たらない状況だということを私の方でも聞いているんです。その中で入居対象者を吉川町まで拡大するということは、そういう建設、公営住宅をもうちょっとふやすという計画はあるのかどうか。ただ今の現況のままで拡大だけされても、申込者が多くて住むところが少ないと、あっても高い住宅では入れないような状況が現在ありますので、そののところ、建設計画についてお聞きしたいんですけれども。</p>
<p>川本</p>	<p>すみません。三木市の建築課の川本でございます。</p> <p>先ほどの公営住宅の建設計画ということなんでございますけれども、一応公営住宅は現在、三木市では再生住宅マスタープランということと、もう一つ平成14年策定しました住宅マスタープランということで、2つのマスタープランを持って動いております。その中で予定はありますね。公営住宅のマスタープランの中では平成、後期ということですから19年ですね、平成20年度以降ぐらいに何とか考えようかなと、そういうことで、いわゆる建てかえ、現在、三木市は老朽化した公営住宅もたくさんまだ抱えておりますので、その建てかえをメインとしてやっていきたいなど。</p> <p>建てかえの中で若干の戸数増が図られたらいいなというような感じでやっておるんでございますけれども、何せ財政上に多額の資金を要することでもありまして、いつ、確定的な話はちょっと今申し上げにくいんでございますけれども、とりあえずは建て替えをメインとしてやっていきたいということで現在は進行中でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>市営住宅につきましては、今も説明させていただきましたように、</p>

	<p>非常に老朽化しておるのは現実ですし、また計画によって建てなければならない目標もあるわけなんですけど、現実には建てたいのはやまやまだけれども、入っておられる方の滞納が多いということで、それで非常にこう、若い人に入っていていただいているのかどうかというそないなことで。新婚の方々には民間住宅に入られても民間住宅の家賃を補助しようと言うて制度はつくっておるんですが、それも余りお越しいただけんし、しながらも、本当市営住宅というものについての対応が難しいのは正直なところ現実です。</p> <p>そういう現実には現実といたしまして、今ご意見ございましたように、前向きで建設に向けては努力せなならんわけですので、課長が申しましたように、前向きに進めていくことを努力することにさせていただきますので、またよろしく願いいたします。</p>
西田委員	<p>ちょっと今の公営住宅の件の関連で、先日、ある会場で三木市の情報センターの方で給食関係の企業さんが一、二社入っておる。そこには人材派遣の方では外国の方がかなり多いというお話があって、その外国の方が三木市で働く場合に今の公営住宅の賃金の体系の中では入居できるんか。現状はそういうことが、入っているようなことはないんか。そこらをちょっと聞かせていただければ、今、自由が丘の方で若い方が入れないという付近に影響を及ぼしてはいないんかという付近、ちょっとお聞かせていただければなと思います。</p>
川本	<p>すみません。今、三木市の公営住宅は、先ほどちょっと話が出ましたんですけども、入居に関しては抽せんとか、そういうものじゃなくして、現在は空き家募集ということで常時募集をいたしております。そういう関係上、388戸の市営住宅に対しての空き家募集ということで今現状は実は100人ぐらい待たれております。</p> <p>大体入るのに、先ほど委員さんからもご指摘ありましたように、2年ないし3年かかるということで、今のところ先ほどの質問にありましたような入居の申し込みは、まだ情報公園都市の方で働くから入居の申し込みがあるというような方は今のところいらっしゃい</p>

<p>西田委員 川本</p>	<p>ませんけれども、職場が三木市にあったら入居資格がございますので、そういう人たちは、もし入居申し込みがあれば、やはり空き家募集ということで順番に受け付けをして、あきがあいた段階で集めさせていただくということになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>外国人はいるんやな。</p> <p>はい。外国人といいまして公営住宅法上の話の中でいろんな制約がありまして、その中で収入の問題とか職場の問題等、あと国籍の話も若干ございますので、やはり保証人の話とか、いろんな話の公営住宅法上の入居基準ということがございますので、その中の話で個別に判断させていただきたい、こういうふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>加古議長 香下副幹事長</p>	<p>はい。</p> <p>先ほど吉川町の委員さんの方から吉川町での公営住宅というのを整備についてよくまた前向きで検討してほしいというご意見がございました。吉川町においても既に住宅のマスタープランというのを策定いたしております。あわせて、先ほどの県営住宅が老朽化しておるといことで、これも県に対しての建てかえ等々の要望も今まで行ってきております。県の方もできれば県営住宅と当時の話では町営住宅をセットで考えてはどうかというような、そんな話もあった経緯がございまして、そのようなマスタープランも含めて新市の方へ引き継ぎをいたしまして、またできるだけ整備ができるように新市計画の中でもご検討をいただくと、このように考えておりますので、ご返答とさせていただきます。</p>
<p>大前委員</p>	<p>吉川町の大前でございます。</p> <p>先ほどから各委員さんからのすばらしい意見が出ていますが、先ほど三木市の建築課長さんでしょうか、平成19年度について平成24年度より建てかえ予定ということになっておりますが、3年ちょっと待っても本当に確実に建つのかどうか。というのは、先ほどか</p>

<p>加古議長 川本</p>	<p>ら若者を呼び戻すとか、いろいろ、やはり住まいが一番起点になって、そこから家庭が生まれて、それから子供ができて少子化対策にもなるという大変重要なことだと思います。ですから、平成20年ですから3年以上ですね、これから待たないけない。そういったところで本当に確実に建てていただけるのかどうか。きょうは顧問の鷲尾先生も来られていますので、そういったところをもっともっと現実味のある回答をいただければと思います。</p> <p>課長、言うんと違うんか。</p> <p>失礼いたします。先ほど現実味のある話というような話でございますけども、公営住宅は今言うて今すぐ建つというものでも、実はございません。設計しまして、それをいわゆる審査等を前年度より順番に協議をしていきまして、法定建てかえとか、そういうような細かい話になってきましたら、もう一年前から基本計画をこしらえてというような形で、どうしても2年なり3年なりはやはり時間的な話を要することは間違いはございませんですけども、余りにも遅いやないかなという先ほどのおしかりでございます。先ほど市長さんの話にもありましたように、できるだけ前向きな形で再度よく検討させていただくということでひとつご容赦、ご理解をいたしたいと思います。</p>
<p>大前委員</p>	<p>理解しがたいです。前向きばかり言っても、そういう前向きって理解しがたいです。</p>
<p>鷲尾顧問</p>	<p>今、市営住宅の話が出ていますが、県営住宅も今ずっと順次建てかえをしたり、新しく建てる計画を立てております。したがって、吉川町あたりで県営住宅でも建てたらいいなというところがあれば、建てることに努力をしてもいいと思うんですね。その辺、また町当局の皆さんと相談申し上げて、県営住宅を建てる適当な場所があれば、お分けをいただいて建てる、こういうようなことで了解をいただければ取り組みもしてみたいと、このように思いますけどね。</p>
<p>大前委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>今、三木市では建てかえをしていただいております。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>ないようでしたら、協議第40号につきましては、採決をさせていただきますと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第40号 各種事務事業（建設関係事業）の取扱いにつきましては、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。全員挙手でございます。</p> <p>よって、協議第40号 各種事務事業（建設関係事業）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続きまして協議第41号 各種事務事業の社会教育関係の取扱いについてご協議をお願いいたします。</p> <p>協議第41号の内容につきまして事務局から説明申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第41号の関係でございますけども、資料の40ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第41号 各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1に、住民学習（人権学習）については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2として、成人式については、合併後は統一して実施する。</p> <p>3、図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>4として、吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。</p> <p>5として、勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。</p> <p>6番で、市民運動場・町民体育館については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>7番として、野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>8として、市（町）主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。</p>

りとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。

9として、財団法人三木市スポーツ振興基金の事業につきましては、合併時に三木市の制度に統一する。

10として、スポーツクラブ21については、現行のとおりとする。

11番で、吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。

12として、文化財については、合併時に三木市の制度に統一するというものでございます。

41、42ページをお開きいただきたいと思います。

1番の住民学習についてでございますけども、両市町ともに全地区で開催をされております。したがって、合併時には三木市の制度に統一することとして、推進団体、活動内容、活動方法は、地域の実情に合わせて実施されることとなります。

2番の成人式についてでございますが、現在、三木市では文化会館、吉川町では活動センターで行われておりますが、合併後、新三木市として吉川区域も含めた新成人を対象に統一して実施しようとするものでございます。

3の図書館につきましては、三木市には市立図書館がございます。吉川町は中央公民館がその機能を担っております。合併後は三木市の制度に統一し運営することといたしまして、開館時間、休館日等の違いにつきましては、合併までに検討することといたしております。

次、43、44ページをお開きいただきたいと思います。

4番の公民館につきましては、三木市内に8館あります。それぞれ地域の活動拠点として活用されております。吉川町には町立の中央公民館と分館がございますが、合併後は三木市の公民館として引き継ごうとするものでございます。

5番の勤労青少年ホームにつきましては、スポーツや文化活動を

通じまして勤労青少年の健全育成と仲間づくり等の活動拠点となっておりますが、吉川町には同じ施設はございません。そこで、吉川区域まで対象範囲を広げまして運営しようとするものでございます。

次、45、46ページをお開きいただきたいと思います。

6番目の市民運動場、町民体育館の関係でございますけども、開館時間、休館日、申込方法、また使用料の減免に相違がございます。施設につきましては新三木市の施設として存続をいたしますが、開館時間等の調整につきましてはさきに予約が入っているという事情もございまして、合併後1年をめどに三木市の制度に統一し、施設の運営を行おうとするものでございます。

7番目の野外活動振興事業につきましては、三木市におきまして三木ホースランドパークのエオの森で振興事業を行っております。合併後は吉川地域まで範囲を広げまして野外活動の振興を図ろうとするものでございます。

8番の各種スポーツ大会についてでございますが、そのうち三木市主催の大会については吉川地域まで範囲を広げて実施することといたしまして、体育協会、種目協会等で開催されております大会につきましては各協会にて調整を行うこととなりますので、それぞれの協会等にゆだねをするものでございます。

46から48ページにはそれぞれの各大会を掲載させていただいております。

49ページ、50ページをお開きいただきたいと思います。

9番のところでは、三木市におきましては三木市スポーツ振興基金を設置いたしまして指導者育成なり選手の派遣に対する助成事業等でございますが、合併後は範囲を吉川区域まで広げまして、スポーツの振興を図ろうとするものでございます。

10番のスポーツクラブ21につきましては、両市町において小学校校区にそれぞれクラブが設置をされております。合併後もスポーツの地域拠点として現行どおり継続して活動を行おうとするものでござ

	<p>います。</p> <p>51、52ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>11の地区体育推進員についてでございますが、吉川町の方では主に町民体育祭と町内のスポーツ大会参加の働きかけをされております。三木市の方では地域の体育祭やスポーツイベントにつきましては各自治会で自主的に活動されていることから、合併後におきましては吉川区域におきましても地域の実情に合わせて自主運営されるように移行しようとするものでございます。</p> <p>12の文化財についてでございます。両市町の文化財保護条例に基づきまして市町指定の文化財がございます。合併後は三木市文化財保護審議会に諮りまして、吉川町指定の文化財を三木市指定の文化財に指定がえを行い後世に伝えていくことといたすものでございます。</p> <p>次の53ページには、先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第41号の説明を終わらせていただきます。</p>
加古議長	<p>ただいま協議第41号の説明が終わったわけでございます。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
大前委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の大前です。</p> <p>51ページの吉川町の欄の地区体育推進員の中の4番目の委託料、「年間20,000円/地区」となっておりますが、これも合併後、同じように2万円いただけるんかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
香下副幹事長	<p>それでは、お答えをさせていただきます。</p> <p>吉川町につきましては町主催の町民体育祭の、これのいろんな企画運営等々に体育推進員さんにお手伝いといいますが、かかわっていただいております経緯がございまして、年間2万円の報酬を今まで出してきております。ところが、今回、合併によって調整する中で、町民体育祭はいわゆる市主催の事業ということではなくして、</p>

<p>加古議長</p>	<p>やっぱり地区が、自治会等々のそこが主催となって開催という、そういう方向に移行してまいります。このようなことから、三木市さんにおきましても体育推進員については、これは報酬が出ておりませんので、吉川町、今後、合併後については、この2万円という報酬は基本的にはなくなるということでございます。</p> <p>ほかにご発言ございませんか。</p> <p>協議第41号につきましてご発言がないようでございますので、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第41号 各種事務事業（社会教育関係）の取扱いにつきましては、原案に賛成の方々の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。全員挙手でございますので、協議第41号各種事務事業（社会教育関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続きまして協議第42号 各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いについての協議を行います。</p> <p>内容につきましては事務局からご説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次に協議第42号に移らせていただきます。</p> <p>資料54ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第42号 各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いについてでございます。</p> <p>小・中学校の通学区域については、現行のとおりとするということにいたしております。</p> <p>資料55ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>現在、三木市では小学校13校、中学校7校がございます。吉川町には小学校4校、中学校1校がございます。合併後も公立の小・中学校は存続いたしますので、通学区域については現行のとおりとして運営いたすものでございます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>56、57ページには各学校の通学範囲を、また58ページには先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第42号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第42号の学校の通学区域につきましてご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>西田委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>青山の西田です。</p> <p>私は緑が丘において青山に行って現在に至っているわけですが、緑が丘東小学校については、私が緑が丘におるときに緑が丘の人口がすごく多くなって、子どもが非常に多くなって、学校を2つに等分して東小学校にしておったと。現状において緑が丘東小学校660人くらいおるんですが、400名以上、もう少しが青山の子ども、ほとんどでございまして、私は小学校の卒業式とか入学式に行くんですが、学校の校歌は「緑が丘、緑が丘」という中、現実には青山の子どもは500人近くおるんですが、青山という言葉は一言も出てこないということです。</p> <p>実際、青山の子どもからすると、学校を卒業したときに青山の小学校、昔、実際は学校は青山につくる予定地が小学校も中学校も用地もグラウンドも確保してくれておったんですが、少子化に伴って青山の子どもは全部緑が丘東小学校に行っているというのが現実なんでございます。実際、こういう合併のときのチャンスに青山にならんかなというのが、住民の声が非常に大きかったということだけお伝えをしておきたいなというように思います。</p>
<p>加古議長</p>	<p>何か答えすることないか。</p> <p>十分とお聞きして、また参考にさせていただくようお願いしますわ。</p> <p>そのほかございませんか。</p> <p>ないようでしたら、協議第42号につきまして採決をさせていただきます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>協議第42号 各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いにつきましては、原案にご賛成の方々の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員挙手でございます。</p> <p>それでは、協議第42号 各種事務事業（市町立学校等の通学区域）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議をいただく議案につきましては一応予定どおりご了承いただきましたので、このあたりで、次は提案ということになりますので、また休憩をさせていただいて、次の提案のご説明をさせていただくと、こういうようなことでよろしく願いをいたします。約10分ほど休憩をお願いいたします。</p> <p>休憩 午後2時55分</p> <p>再開 午後3時08分</p>
<p>加古議長</p> <p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。</p> <p>今から事前協議事項につきましてご説明をさせていただきますので、お聞き取りを願いたいと存じます。</p> <p>提案第43号の各種事務事業（国際交流事業）から提案第47号の都市計画関係事業までの5件について事務局からご説明をさせていただきます。よろしくお聞き取りのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、これより事前提案に係ります事項について5件を一括いたしまして事務局よりご説明を申し上げます。</p> <p>資料の59ページをお開きいただきたいと思います。</p>

提案第43号の各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するというものでございます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは三木市と吉川町の姉妹都市、また友好都市の概要を示しております。三木市の方におきましては、アメリカのカリフォルニア州・バイセリア市と姉妹都市の提携を行ってございます。それ以来、親善使節団の派遣や交換学生の派遣、受け入れを中心に交流を図ってまいっております。吉川町の方では、平成9年にオーストラリアのニューサウスウェールズ州のコロワ市と友好都市の提携を結び、高校生の派遣、受け入れを中心に交流がされております。それぞれ良好な交流が図られており、合併後も引き続き姉妹都市・友好都市として交流を図ろうとするものでございます。

61ページには、近隣都市の事例を掲載いたしております。

次に、資料62ページをお開きいただきたいと思います。

提案第44号でございます。

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、1として、福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

3として、住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

4として、はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

5として、重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。

6として、手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木

市の制度に統一するというところでございます。

次、63、64ページをお開きいただきたいと思います。

1の福祉タクシー、福祉バス券交付事業についてでございますけれども、そのうちの(1)の福祉タクシーにつきましては、三木市におきまして身体障害者1～2級など重度の障害者のためにタクシー料金の初乗り料金の助成を行っております。また、(2)の福祉バス券交付事業につきましては、70歳未満の第1種身体障害者などに対しまして神姫バス、ゾーンバス、神戸電鉄、タクシーの乗車料金の助成を行っておりますが、合併後は吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

2番の重度身体障害者移動支援事業につきましては、三木市におきまして外出時に車いすや移動寝台を使用されている方を対象に車いすや移動寝台に乗ったまま乗降できるリフトつきタクシーの運行に対しまして初乗り料金の助成を行っており、合併後は吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次、65、66ページをお開きいただきたいと思います。

3番目の住宅改造助成事業につきましては、両市町ともに障害者のためにバリアフリー化、また水洗化を促進し、日常生活の利便を図るために助成事業を行っております。助成対象の限度額、また助成率に相違がございますが、助成状況を見ますと三木市の制度に統一しても支障がないと判断できるため、合併時に統一しようとするものでございます。

4のはり等施術助成事業につきましては身体障害者手帳1級から6級をお持ちの方を対象にして三木市において実施をしている事業でございます、合併後は吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

5番の重度身心障害者(児)介護手当支給事業につきましては両市町ともに県の基準により事業を行っていますが、支給内容におきまして、吉川町におきましては、より経済的負担の軽減のため上乘

せ支給がなされております。調整の結果、県基準が妥当との判断により、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。ただし、吉川町の現在の対象者につきましては平成18年度末までに統一しようとするものでございます。

次の67ページをお開きいただきたいと思います。

6番の手話通訳者設置・派遣事業につきましては聴覚障害者の福祉の向上を図るために三木市におきまして実施している事業でございます。合併後は吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

68ページには関係法令、69、70ページには先進・近隣の事例を掲載いたしております。

次に、資料71ページをお開きいただきたいと思います。

提案の第45号についてでございます。

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提案するといたしまして、1として、児童手当については、現行のとおりとする。

2、児童扶養手当については、現行のとおりとする。

3番の児童センター、児童館については、現行のとおりとする。

4番目の保育所保育料については、平成18年度から統一をする。

5番の市町立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。

6として、次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。

7として、家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。

8として、肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退するというものでございます。

72、73ページをお開きいただきたいと思います。

1番目と2番目の児童手当、児童扶養手当につきましては、両市町に違いがございません。引き続き現行のとおり手当の支給を行おうとするものでございます。

3番目の児童センター、児童館につきましては、両市町において児童の健全育成を図るため運営をしております。合併後も現行のとおり存続いたしますが、開館時間や休館日に相違があるため、合併後速やかに検討しようとするものでございます。

次、74、75ページをお開きいただきたいと思います。

4番の保育所保育料についてでございます。75ページには両市町の保育料の比較表を上げておりますけども、両市町に相違がございます。三木市におきましてはAからDの8まで14階層がございます。吉川町は国の基準どおり7階層となっております。現行では階層により相違がございますが、平成18年度から統一することといたしまして、その保育料については国の基準の改定等を勘案しまして検討することといたしております。

76、77ページをお開きいただきたいと思います。

5番の市町立保育所につきましては、三木市には3カ所、吉川町にも1カ所ございますが、保育時間、給食等に相違がございます。(1)の保育所名・定員につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。(2)の保育時間・休業日等につきましては、吉川町の方が延長保育時間も含めると総保育時間が多くなっております。合併後は、吉川町の制度が妥当と判断をいたしまして、吉川町の制度に平成18年度から統一しようとするものでございます。

(3)の給食につきましては、三木市では月曜日から土曜日まで、吉川町では土曜日が弁当給食となっております。合併後は、土曜日でも給食実施が妥当との判断によりまして、三木市の制度に統一しようとするものでございます。(4)の延長保育につきましては、延長保育時間と延長保育料に相違がございます。延長保育時間の終了

時間は同じ時刻でございます。保育料は、おやつ代等を考慮し吉川町の制度が妥当と判断いたしまして、吉川町の制度に平成18年度より統一しようとするものでございます。

77ページの6番の次世代育成支援対策推進行動計画につきまして、は次世代育成支援対策推進法に基づきまして平成17年4月施行されるものでございますが、計画策定に当たりましては計画準備段階より両市町で情報を共有しながら事務を進めまして、最終的には同一の冊子にまとめまして、合併時には三木市の計画に位置づけるものでございます。

7番の家庭児童相談室につきましては三木市において開設いたしております、家庭における適正な児童養育等について専門的な相談事業が実施をされておまして、合併後は範囲を吉川区域に広げまして相談事業を実施しようとするものでございます。

次の78ページをお開きいただきたいと思います。

8番目の北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合のわかあゆ園についてでございますが、吉川町では肢体不自由児のために滝野町にあるわかあゆ園の一部事務組合に加入をされております。現状では、三木市の方では肢体不自由児対応といたしましては高砂児童学園とか市内の保育所等で行っておりまして、合併の前日には吉川町は一部事務組合を脱退し、合併後は新市で肢体不自由児等の療育について支援しようとするものでございます。

79ページから以下83ページにかけまして、関係法令なり近隣の事例を掲載いたしております。

次に、資料の84ページをお開きいただきたいと思います。

提案の第46号についてでございます。

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて、次のとおり提案するといたしまして、1として、三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。

2として、三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。

3の吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。

4も吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。

5、成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

6として、母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

7として、予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

8として、高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一するというものでございます。

85、86ページをお開きいただきたいと思います。

1の三木市の健康福祉フェスティバル、また吉川町の健康福祉まつりについてでございますが、三木市の健康福祉フェスティバルは新市全体のイベントとして存続をさせること、また吉川町の健康福祉まつりは吉川地域のイベントとして形を変えて存続を図ろうとするものでございます。

86ページの2番の三木市総合保健福祉センターと吉川町の健康福祉センターについてでございますが、今後も健康福祉の拠点として現行のとおり存続をさせることとし、施設の名称については合併までに検討することにいたしております。

3の健康プールについてでございますが、吉川町の健康福祉センターにある施設でありまして、地域の方々の健康増進とりハビリ等に親しまれておりまして、合併後も現行のとおり存続させようとするものでございます。

次の87、88ページをお開きいただきたいと思います。

4番の健康医療相談所につきましては吉川町の健康福祉センター内にある施設でございますが、町民の疾病予防や健康づくりの拠点

として開設されておりまして、地域の医療施設の協力を得て診療ではなく医療相談を行う場所となっております。合併後も地域の医療の相談所として存続を図ろうとするものでございます。

88ページの5番の成人・老人保健事業につきましては、検診回数、対象者、料金に相違がございますが、合併後の平成18年度より三木市の制度に統一し、町ぐるみ健診とあわせて実施をいたします。吉川町では会場の都合により送迎バスの運行が行われており、当面存続し、そのあり方については検討することといたしております。

88ページのところでは基本健康診査、がん検診について、また89ページのところでは骨粗鬆症検診、歯周病疾患検診、肝炎ウイルス検診の両市町の実施内容について記述をいたしております。

次に、90ページでございますが、6番目の母子保健事業の1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査につきましては、実施回数に相違がございますが、合併後は平成18年度から三木市の制度に統一することといたしまして、実施場所は現行のとおりといたすものでございます。また、吉川町健康福祉センターで実施する場合は、乳幼児健康診査をまとめて実施するものでございます。

92ページの7番でございますが、予防接種事業についてでございます。両市町で三種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、二種混合が対象者、実施時期とも同様に行われております。ただし、吉川町では近隣の三田市内の医療機関でも予防接種が公費負担で受けられるようになっております。調整内容といたしましては、平成18年度からは三木市の制度に統一して予防接種を行おうとするもので、吉川町で行われております三田市内医療機関での実施についても当面は現行のとおりできることとするものでございます。

次に、93ページをお開きいただきたいと思います。

8番の高齢者インフルエンザ事業についてでございますが、これにつきましても平成18年度から三木市の制度に統一するものでございます。ただし、三田市内の医療機関でも公費負担による接種がで

きますが、公費負担額は統一しようとするものでございまして、すなわち北播磨管内では公費負担が3,000円、個人負担が300円、また一方、三田市内の場合ですと、現在公費負担が4,524円、個人負担が300円となっておりますが、それぞれ公費負担は統一して、その差額については個人負担としようとするものでございます。

次に、98ページをお開きいただきたいと思います。

提案の第47号でございます。

各種事務事業の都市計画関係事業の取扱いについて、次のとおり提案しようとするものでございまして、1として、都市計画については、合併後5年以内に調整する。

2として、開発指導については、合併時に三木市の制度に統一するというものでございます。

次の99ページをお開きいただきたいと思います。

1番の都市計画につきましては、(1)で都市計画区域名は、三木市では東播都市計画というもの、吉川町では吉川都市計画。また、(2)の区域区分では、三木市では市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のある都市計画区域となっておりますが、吉川町ではこれらの区域区分のない都市計画区域となっているなど、都市計画の現況に相違がございます。そのため、これら都市計画につきましては、合併後5年以内に調整することといたしまして、区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整するものとしております。また、都市計画マスタープランにつきましては、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定することとするものでございます。

2番の開発指導についてでございますけれども、現在、両市町におきまして適用範囲に相違がございます。合併後は三木市の制度に統一し指導を行おうとするものでございます。ただし、吉川町におきまして指導がなされ、都市計画法第32条の協議を終えているものにつきましては現行のとおりとする。また、事前協議中のものにつき

<p>加古議長</p>	<p>ましては、合併後の指導変更箇所を説明し、三木市の開発指導要綱により継続協議がなされることになるのでございます。</p> <p>次の101ページには関係法令、参考資料、また102ページ、103ページには先進、また近隣の事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上、5件の提案説明を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまご提案させていただきました提案第43号から提案47号までの5件につきまして質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>西山委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>提案第43号 国際交流事業の取扱いについて、次の協議に入るまでに情報としてお知らせを願いたいと思います。</p> <p>吉川町は現在コロワ市と姉妹提携を結びまして、本日も3日ほど前からコロワ市から高校生の、女性ばかりなんです、10名、引率3名ですか ほどが約2週間の予定で吉川町内に滞在されることになっております。三木市も同じような国際交流の姉妹都市提携をやっておられますが、この主たる事業主体は国際交流協会でおやりなんだろうと認識をしております。</p> <p>その協会の中の事業、吉川町はこれ以外にいろんな事業を取り組んでおりますが、例えば3年前からはJICAの事業に乗りまして、パキスタン、ネパール、ことしはラオスと聞いておりますが、青年を招致いたしまして交流事業も取り組んでおります。三木市の交流協会も、その中の事業の中でいろんな事業をおやりだろろうと思えます。ここに出ているのは姉妹提携の相手先だけなんです、こういった事業が今後どのように展開されるのかなというのがちょっと気になるのでございまして、できるならば継続をしていけたらいいのかなというのが町の協会の考え方の一つでもございます。</p> <p>ここで聞きしたいのは、三木市の国際交流事業、姉妹提携都市との交流以外にどのような事業がほかに展開されているのかなとい</p>

加古議長
澤田幹事長

うことをひとつお聞きしておきたいと思います。吉川町、このほかにはミニ講習、外国の講師さんをお招きして料理とか、そこの外国の文化に接するような事業を年に何回か取り組んでやっておられまして、そういったことも含めましてご案内をさせていただくわけなんです。三木市の方の国際交流事業の内容も少しお聞きできたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

ただいまのご質問、三木市の状況はどうかということでございます。三木市におきましては、実際の都市親善につきましては都市親善委員会という委員会を設置いたしまして、これは姉妹都市を結びました当時からの一つの機関として市が設置をした委員会でございます。きょうは岡田会頭もおられますけども、会頭が委員長をしていただいております。市としてバイセリア市との公的な交流事業につきましては、例えば訪問団の受け入れ、それに対する接待といたしますか、レセプション等につきましては都市親善委員会が中心に行います。

一方、今もお話ございましたですけども、国際交流協会というのは、これも市に所属する外郭団体でございますけれども、市の企画部に事務所を置いております。積極的な交流事業をやっておりまして、それは都市親善の相手国に限らなくて、今言われましたように、JICA、いわゆる発展途上国、または中国、韓国等々の関係、それから三木市事業所に勤めておる外国人、そういう方も対象にして事業展開をしておりまして、相当手広く活動ができておるのではないかとこのように考えます。したがって、今、西山委員さんおっしゃいましたような全般的な交流事業ということになりますと、三木市の国際交流協会とタイアップが十分できて、今後さらに活発な活動ができるのではないかと、このように思っております。

ただ、今言いましたように、都市親善という形で姉妹都市関係または友好協会と名前がちょっと違いますけども、やはり市なり町が

<p>西山委員</p>	<p>中心になって行う公的事業につきましては今後の課題でございますけれども、十分調整をさせていただいて、今後進めていくことが必要かなと思いますので、しかし最近は国際交流協会は大変活発にやっておりますので、実際は姉妹都市の関係につきましても随分お世話をいただいております。この会長も今見ていただいております岡田会長さんに来ていただいていると、両方兼ねていただいているということも申し添えておきたいと思います。よろしく願います。</p> <p>それと、もう一つ、吉川町の国際交流事業、協会への支援という形で町の方から予算は出さされているわけなんですけど、額において少し差があるのかなという事前の情報もいただいております、現実的には三木市との国際交流事業に対するいわゆる補助金の差とか支援事業の差というものは幾らかあるんでしょうか。同じだと私たちはうれしいんですが、その辺も少し気になるところでございますので、事前の情報としてお聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>参考になろうかと思いますが、姉妹都市事業というものにつきまちはいろいろな都市間において外国の都市との成り立ちがございます。しかし、相手と都市の実情によりまして内容が変わってまいります。</p> <p>例えば三木市がやっているバイセリア市の場合は、バイセリア市といたしましては、向こうでは姉妹都市親善のためのこういう会、委員会はございますけれども、それがバイセリア市そのものが公的予算を計上して大幅にそれを支援するという形はとれておりません。これは向こうとかの事情によります。しかし、相手側からこういう学生を送ってくる際には交流委員会が支援をするというような状況になっております。</p> <p>三木市の場合は市が中心になって支援をしておりますので、派遣をしたり、または向こうから招請をする場合に、それに必要な予算措置をとって対応をしておるということでございますので、交流協</p>

	<p>会はもう自主活動というのが中心でございまして、もちろん私も会員の一人でございますけども、会報作成、当然交流協会に対しての支援の予算も置いておりますので、そういうふうの実態に応じた市としての対応、予算措置ということでご理解をいただけたらと思います。よろしゅうございますか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>小河委員</p>	<p>今の国際交流に関連して、今、吉川町の方からいろいろご説明があつて、かなり活発にやっておられるということでびっくりしたんですけども、ちょっと個人的な興味も含めまして、コロワ市というオーストラリアのニューサウスウェールズ州の都市とどういうきっかけといたしますか、どういう経過で姉妹都市を結ばれたのか。状況も違いますんで、お聞きしたいと思いますが。</p>
<p>加古議長</p>	<p>どう。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>それでは、私から説明いたしますが、ことしで7年目になります。浅いんです。どことも自治体も国際化の時代を受けて交流をしておりますので私どももぜひそういう外国のまちを探したいということで、ひとまず国のこれの協会があるんですが、そちらの方へ申し込んでおりました。たまたまオーストラリアの方のコロワ市もそういう申し出がありまして、同じような人口8,000人ぐらいのまち、農業を基幹とするまちでありましたので、早速向こうの市長が見に来まして、それに私も一応出迎えの形で東京へ行って、出会ってそのまま吉川町に来てもらって、見ていただいて、これならという話が進みました。</p> <p>しかし、吉川町としても相手のまちを見にいかねばならんということで、今の永塩議長さん、当時も議長さんでした、このまちへ行かせていただいて、まちを見せていただいて、お互いにいいじゃないかということで合意をいたしました。交流の内容がいろいろありまして、商売とか経済とか、こういうものには余りつき合い</p>

小河委員
加古議長

をしない、特に子供たちの、学生の交流なり人々を中心とした文化的な交流をしたいということで始めたところでございます。1年に一遍行く、向こうへ行ったり、こっちへ来たりということで、ことは、きょう、朝方ちょっとお迎えをしたんですが、表敬訪問をいただいて、今申し上げたような人員で来ていただいておりますのが現状でございます。

コロワ市も合併ということが進んでおります。ちょっと吉川町と形は違うんですが、きょうもその話を申し上げておきました。十分理解をして、三木市というまちと一緒にしようとしておりますが、交流を続けたいということで調整をしていますということをお団長にも報告を申し上げて、ご理解をいただいているということでございます。

以上です。

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、一応提案いたしました5件につきましては次の10月15日の協議会におきましてご協議をいただくことにさせていただきます。

そこで、もう一つ提案でございますが、一番最初に、住民説明会のお話も出ておりました、宮脇委員さんからご発言あったと思うんですが、合併の期日をいつにすることがいいんだろう、こういうようなお話があったかと思うんでございます。つきましては、10月15日の協議会で、合併の期日等々についてこの協議会でお諮りをさせていただきたいと、こう思いますので、委員の皆さん方につきましても十分にご留意いただきながら次の15日に結論ができるものなら出していただけるよう、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

そうしたことによって、一方、そんなことについてもできるんかなど。だから、それぞれの議会の合併特別委員会等々におきまして

<p>加古議長</p>	<p>も、またそれまでにご協議はいただけるものとこのようにお願いも申し上げ、委員の皆さん方もご留意をいただきながら、15日のその当日ご協議いただけることをお願いいたしておきたいと存じます。</p> <p>以上で、一応予定いたしております協議なり提案事項の終わったわけでございますが、この際、皆さん方の方で何かご意見なり、またご発言のなにかございましたら、ご発言をお願いしたいと存じますが。</p> <p>ないようでしたら、本日の協議会はこのあたりでお開きとさせていただきますよろしゅうございますか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p> <p>（拍手起こる）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、その他の中で次の協議の内容について事務局から説明申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>最後にちょっとお時間いただきまして、日程の関係だけお知らせをさせていただきますと思います。</p> <p>次第のところは5番、その他で上げさせていただいておりますとおりでございますけども、第9回目、10月15日金曜日午後1時30分より当吉川町の中央活動センターで行わせていただきたいと思いますと予定いたしておりますけども、前回の協議会ときには10月14日と申し上げておりました。その後、急遽いろいろ調整すべきことが発生してまいりまして、非常に申しわけないわけでございますけども、次回につきましては10月15日金曜日午後1時半から当吉川町のこのセンターで開催をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p> <p>また、既に合併協議会の協議会だより第6号を各家庭に送らせていただいておりますけども、この中ではこの日程が印刷の都合でどうしても間に合わなくなってしまいました。本日、委員さんの方ではその上にちょっと紙を張って修正した分をつけさせていただきます</p>

<p>加古議長</p>	<p>ておりますので、15日、間違いないようお願いをしたいと。また、お近くの方で14日と言っておったんと違うかというようなことがありましたら、15日に変わったということをもたお知らせいただければありがたいなと思っております。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また、第10回、第11回については、そこに書いておるとおりでございますので、また日程調整をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の方は以上でございます。</p> <p>ただいまもお話のように、協議会だよりにつきましては14日としてありますので、これは誤りで、次は15日ということでご理解をいただきますことを重ねてお願い申し上げ、本日の協議会はお開きとさせていただきます。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>それでは、8回目の協議会、熱心にご協議をいただきまして、協議事項につきましては全会委員さんの結論をもってご決定をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>次と、その次はなぜか吉川町が続いておりますが、これはちょっと事務局の担当もよくわからないんですが、また三木市の皆さん、吉川町へ続けてお越しをいただきたいと思います。</p> <p>きょうも郡の会長会に行っておりましたが、10月2日、3日に氷上町の6つがもう閉庁式をやります。ですから、11月1日に、前もちょっと言いましたが、6町減って、正月に三原郡4町が減って、3カ月置きに、4月にはまたどんと減ってくるということで、若干寂しいなという気持ちも私もしておったんです。</p> <p>新聞は割といろんな課題を抱えておるところはよく載るんですが、ほかのところも、すっといきよるところはないと思います。いろいろと難しいんですが、それを乗り越えて順調に合併に至っておるまちもたくさんございます。今後、大事なことを協議しながら、一つの方向に向かっていけたら、このように考えます。</p> <p>どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げまして、きょうのお会</p>

を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手起こる)

閉会 午後3時51分